

社会福祉法人二宮福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人 二宮福祉会（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人の事業所を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬はこれを支弁しない。ただし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

(費用)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定める

ものとする。

附則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。